

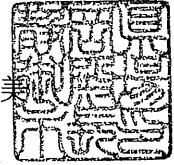


御殿場市公告第 71 号

御殿場市生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年御殿場市告示第247号。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月12日

御殿場市長 勝 又 正 美



本プロポーザルは、要綱の規定に基づき、御殿場市が予定している生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務を発注するため、柔軟な発想力及び生活困窮者の就労・自立を促進する能力を有する発注者を選定することを目的として実施する。

- 1 業務名  
御殿場市生活困窮者自立相談支援事業に係る就労支援業務委託
- 2 業務の内容  
別紙「御殿場市生活困窮者自立支援事業に係る就労支援業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」のとおり
- 3 業務の履行期間  
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 参加資格に関する事項  
要綱第5条に該当する者かつ実施要領第4の1に掲げる要件を満たす者とする。
- 5 参加手続に関する事項  
提出書類 実施要領の第4の2（1）に掲げる提出書類（参加表明書等）  
提出期限 令和3年11月24日（水）午後3時必着  
提出方法 持参により事務局に提出のこと。
- 6 提案手続に関する事項  
※参加申込後、参加資格の審査において参加資格「有」となった者のみ  
提出書類 プロポーザル関係書類提出要請書により通知される書類（提案書等）  
提出期限 令和3年12月10日（金）午後3時必着  
提出方法 持参により事務局に提出のこと。
- 7 提案方法に関する事項  
提案方法は書類提出、プレゼンテーション及びヒアリングとする。
- 8 ヒアリングに関する事項  
参加資格「有」となった者に対して、提出された提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

実施日時 令和3年12月22日（水）午後1時30分  
実施場所 御殿場市役所 東館2階 201～203会議室（予定）

12 事務局

御殿場市健康福祉部社会福祉課保護スタッフ

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483番地

TEL:0550-82-4239

FAX:0550-84-1046

E-mail:fukushi@city.gotemba.lg.jp